

措置状況一覧表

平成19年度包括外部監査結果：過去の包括外部監査の措置状況の検証

項目	指摘及び意見	備考	
貸付手続	審査 (中小企業高度化資金貸付金)	審査方法(診断方法等)について具体的な改善策が講じられたとは認めがたい。	経営診断は、個々の案件内容に則して実施しているが、最近新規案件はなく、今後案件が出てきた場合には、(独)中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)の準則等に従い、同機構と協力して慎重な診断を実施する。 また、債権管理上からも遺漏のなきよう努め、必要に応じて中小企業診断士など外部専門家の診断への参加等を検討する。
	契約手続 (中小企業高度化資金貸付金)	独立行政法人中小企業基盤整備機構が都道府県向けに貸付マニュアルを作成しているため、今後はこれを活用し、契約手続の適正を確保することに努めるべきである。	最近新規案件はなく、今後案件が出てきた場合には、これまでの措置内容を踏まえつつ、中小機構の準則や貸付マニュアル等に基づき、契約手続の適正を確保するよう努める。
徴収・回収手続	督促	未収金についての組織的、統一的な対応を可能にするために、マニュアルや事務取扱要領に督促の時期や方法に関する具体的基準を明記すべきである。	今後未収金に対し組織的、統一的な対応を行うため「生活保護返納金事務処理マニュアル」の一部改正を行った。 平成20年度中にマニュアルに督促の時期や方法に関する具体的基準を定め、平成21年度から改正後のマニュアルをもとに、組織的、統一的な対応を行う。
	法的手段(強制執行等) (児童福祉施設入所者負担金)	今後は、個々の滞納者の滞納理由を検討するに留まらず、その検討結果を踏まえ、滞納者の対応や資産・収入の状況等をも考慮し、強制執行の可否を検討すべきである。	平成20年度中にマニュアルに未収金対策会議を位置づけ、平成21年度から同会議において強制執行を含めた対応策を検討していく。
	法的手段(強制執行等) (県税)	平成11年度の包括外部監査では、財産調査結果の滞納処分票への記載漏れが指摘されているところ、これについては職員への指導を徹底するなど職員の注意喚起を行うに留まっており、記載漏れという人為的なミスを防ぐための具体的な改善策は示されていない。この点については、例えば滞納処分票に必ず記載すべき事項を列挙し、その記載欄を設けるなど記載内容を定型化し、記載漏れが生じないよう滞納処分票の様式を改めることも検討すべきである。	滞納処分票には、滞納者の生活状況、財産状況及び滞納者との納税交渉などを記載する欄を設けており、記載漏れが生じないように対応しています。さらに、平成11年度の包括外部監査以後は新たに作成した「徴収マニュアル」を活用し、滞納処分票に列記されている調査項目については必ず調査するよう指導しております。また、特に大口事案等については上司等による財産調査の確認が必ず行われることから、指摘のあった点についてはすべて改善されております。
債権管理	記録・管理方法 (中小企業設備近代化資金貸付金、中小企業高度化資金貸付金)	個別ファイルについては関係資料が雑然と綴られている状態であって内容を把握することが容易ではなく、債権管理台帳については償還状況の記載がなされていない。これについては、例えば交渉や調査の過程で入手した資料は内容毎に分類して編綴し、債権管理台帳にも「資料参照」という形で引用して債権管理台帳の記載と資料との対応関係を明確にするなど、担当者が従前の交渉や調査の経過等を容易に把握できるよう整理方法を工夫すべきである。	債務者等に係る各種資料や記録は管理・保管しているが、交渉や調査の経緯に関する確認や検索がより容易になるよう、「県債権管理マニュアル」に基づき、「債権管理カード」を順次整備中である。 また、債権管理台帳(年次償還表)については、専用システムで管理しつつ、パソコン管理も併用しているが、償還情報が適切に反映されるよう、費用負担も勘案しながら引き続きシステム改善に努めている。
	調定方法 (中小企業設備近代化資金)	遅延損害金を調定した上で、通常の貸付金、未収金とは区別して表示するという方法も考えられるのであって、このような指摘が	遅延損害金については、県高度化資金規則や金銭消費貸借契約の規定のほか、旧自治省見解を踏まえ、適切に対応している。回収可能性

金貸付金、中小企業高度化資金貸付金)	なされている以上、結論はともかく、少なくとも検討を行った上で、その検討結果が明らかにされるべきである。	の乏しい遅延損害金を測定した場合、現実的には未収金が増加するだけにとどまるものと考えている。 なお、全庁的に統一的指針が示された場合は、これに基づき対応を検討する。
資産調査 (県税)	個別ファイルについては関係資料が雑然と綴られている状態であるに指示、指導したというだけでは財産調査に遺漏が生じる可能性があるため、例えば資力回復状況等の調査書に具体的な調査項目、調査方法及び添付資料を列挙し、それをチェックする欄を設けておき、それに沿って財産調査を行うなど、財産調査に遺漏が生じない方法が検討されるべきである	滞納処分等の執行停止決議書には、調査すべき財産の内容について個々具体的に項目が列挙されており、調査した結果については上司が確認の上、執行停止の是非を判断することとしております。 また、資力回復調査についても、上記と同じ内容の調査を行い添付した調査資料を上司が確認した上で継続・取消しの判断がなされるものであり、当該調査においても遺漏が生じることがない方法をとっております。
資産調査 (母子及び寡婦福祉資金貸付金)	資産調査の時期、項目及び方法等が明らかにされておらず、担当者によって取扱いに差が生じる可能性があるなど、資産調査が定期的、組織的に行われているとは言い難いので、この点についてもマニュアル化を検討すべきである。	平成20年度中にマニュアルに資産調査の時期、項目及び方法等を定め、平成21年度から改正後のマニュアルをもとに、適正な処理を実施していく。
時効 (中小企業設備近代化資金貸付金、中小企業高度化資金貸付金)	時効への対応に限らず、債権管理を効率的、効果的に行うために、債権をパソコンで一元的に管理する等、債権管理方法の改善に向けた検討を進めるべきである。	現在、専用の貸付金に係る管理システムのほか、パソコンでの債権管理を行いながら、「県債権管理マニュアル」に基づき、「債権管理ロード」を整備を順次進めている。今後とも債権管理方法の改善や効率化に努める。
時効 (中小企業設備近代化資金貸付金)	当該指摘については、措置をするのにさほど時間を要するとは考え難いところ、指摘を受けて8年近くが経過しているにもかかわらず、今なお措置が講じられていないことに合理的理由は見出し難い。従って、この点については、早急に措置を講じるべきである。	中小企業設備近代化資金貸付事業は、法令の規定により、国が貸付金の2分の1を負担(都道府県への補助)し、当該負担分は会計整理上は「貸付金」(みなし貸付金)として取り扱われ、事業廃止時に国に返還する仕組みとなっている。 ただし、都道府県が「議会の議決による債権放棄」又は「履行延期の特約締結後に不納欠損処分」をした場合に限り、国は都道府県に対して債務免除ができることとなっている。 本県では現在、破産免責等により請求不能となった債権があるが、現行制度上は国による債務免除の対象にならないため、不納欠損処理を実施した場合の県による国費分の負担が隘路となり、実施には至っていない状況である。 このため、国に対して制度改正を求めつつ、引き続き、早期の結論が得られるよう努める。
債権者の確定 (中小企業設備近代化資金貸付金、中小企業高度化資金貸付金)	債務者の確定に限らず、債権管理を効率的、効果的に行うために、債権をパソコンで一元的に管理する等、債権管理方法の改善に向けた検討を進めるべきである。	現在、専用の貸付金に係る管理システムのほか、パソコンでの債権管理を行いながら、「県債権管理マニュアル」に基づき、「債権管理ロード」の整備を順次進めている。今後とも債権管理方法の改善や効率化に努める。
生活保護費返納金	未収金を減少させるためには、生活状況の把握等、未収金の発生を未然に予防する方策を講じるとともに、未収金を発見した場合には速やかに対処し、他方、長期にわたって未収となっているものについては、不納欠損処分を積極的に活用するなど、メリハリをつけた対応が求められる。	「生活保護返納金事務処理マニュアル」において具体的な対処方法を記載した。 なお、不納欠損処分を適正に行うため、「未収金ケース検討会議」を定期的に行うこととした。また、計画的に未収金の催告を行うため、「生活保護返還金システム」を導入し、活用を図っている。
	今後は記載漏れを防ぐために、例えば公的年金の受給権の有無が	新たな未収金の発生を防止するために、不正受給防止のためのパン

児童扶養手当返納金		確実に記載されるよう、児童扶養手当の受給者の注意を喚起する説明を記載例の中に盛り込むなど、より効果的な方策が検討されるべきである。他方、長期にわたって未収となっているものについては、不納欠損処分を積極的に活用するなど、メリハリを付けた対応が求められる。	フレットを作成し、手当証書交付時などの機会を捉えて配布し、受給者の注意喚起を促した。 長期にわたって未収となっているものについては、平成20年度末に不納欠損処分を行った。今後も、引き続き適切な処理を実施していく。
母子及び寡婦福祉資金貸付金		事業資金に限らず、長期にわたって未収となっているものについては、不納欠損処分を積極的に活用するなど、メリハリを付けた対応が求められる。	長期にわたって未収となっているものについては、平成20年11月及び平成21年3月に不納欠損処分を実施したところである。今後も、引き続き適切な処理を実施していく。
中小企業設備近代化資金貸付金、中小企業高度化資金貸付金		現存する未収金のうち、容易に回収が見込まれるものについては、労力や費用を集中してその回収に努める一方、長期にわたって未収金の償還がない（あるいは、償還がごく僅かに留まるもの）ものについては、不納欠損処分を積極的に活用したり債権回収会社（サービサー）を利用したりして管理の対象から除外するなど、メリハリを付けた対応が求められる	事業継続中で担保未処分の貸付先や連帯保証人から一定額の償還等が継続中の貸付先は、県が債権管理回収に当たっている。 一方、経営破綻先（実質破綻先を含む）で担保処分済であり、償還能力が見込まれる連帯保証人が存在する貸付先については、平成20年7月から、中小機構と共同して、サービサーへの債権管理回収業務の委託を実施中である。（委託期間は21年度末まで）。 また、不納欠損処分については、地方自治法等で規定された債権放棄等の要件を踏まえ、適切な対応を検討する。（ただし、小規模企業者等設備資金助成法や中小機構との債権債務関係など、十分に検討すべき点があるため、機械的に不納欠損処理等を行うことは困難である。） （注）「時効（中小企業設備近代化資金貸付金）」の講じた措置を参照。
県営住宅家賃、敷金		長期にわたって未収となっているものについては、不納欠損処分を積極的に活用するなど、メリハリを付けた対応が求められる。	長期にわたって未収となっているものの中には、既に県営住宅を退去している者の未収分も多く含まれており、これらの者については、転居先の追跡が難しいなど、未収金の回収が困難な状況にある。 このため、平成18年度から民間の債権回収会社（サービサー）に徴収業務を委託し、退去者の住居の調査、滞納家賃の通知、納付指導等を行っているところであり、平成19年度以降も継続することにより徴収強化に努めている。 なお、平成20年11月策定の「徳島県債権管理基本方針」に基づき、回収困難な家賃滞納債権等については不納欠損処分の検討を進める。
各未収金に共通する留意事項についての統一的な指針の作成		各未収金に共通する留意事項について、組織的、統一的な対応を可能にするために、各担当課において蓄積されたノウハウ等を集積し、これを全庁的に共有して、統一的な指針（全庁的な取扱基準）を策定することを検討すべきである。なお、この指針については、担当者が直面することが予想される問題や、それに対する対処方法を具体的に記載するよう、活用しやすい内容にするよう工夫すべきである（税務課の徴収マニュアル参照）。	債権管理の適正化・債権回収の強化等を図るため、全庁的な取扱基準として「徳島県債権管理基本方針」を平成20年11月に策定した。
徴収・回収事務の一元化		未収金の徴収・回収に効率的、効果的に取り組むことを可能にするため、未収金の徴収・回収事務を一元的に行う機関を設置することを検討すべきである。	平成21年度も他県の回収実績・問題点等を引き続き調査・検討する。
不納欠損処分や民間会社の積極的な活用		徴収・回収困難な債権のうち、県税については滞納処分の執行の停止及び滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金の納付又は納入する義務の消滅に関する規定（地方税法15条の7）を、それ以外の債権については権利の放棄（地方自治法96条1項10	不納欠損処分は、5年の時効により納税義務が消滅したとき、滞納処分の執行停止後、滞納徴収金を徴収することができないことが明白であるとき、滞納処分の執行停止が取り消されないで3年を経過したときに行われる会計上の処理であり、負担の公平性が求められる税の

		号)や免除(地方自治法240条3項,同法施行令171条の7)の規定を活用し、関係法令に則って不納欠損処分を積極的に行うべきである。	<p>執行において、積極的に行うべきものではないと考えております。 県税における滞納処分の執行停止の処分については、地方税法に基づき適正に処理されていると考えております。</p> <p>平成21年度に、債権放棄を含む債権管理に関して、外部有識者にアドバイスをしていただく組織の設置を検討している。</p>
		徴収・回収困難な債権については、債権の管理・徴収・回収のコスト軽減を図り、債権徴収・回収を効率的、効果的に進めるという観点から、債権回収会社(サービサー)に対して債権の回収委託を行うなど、民間会社を積極的に活用することも検討すべきである。	平成20年度、新たに債権回収会社に対して債権の回収を委託した。
		早急に全庁的な議論を行い、不納欠損処分や債権の回収委託を行う手続・基準等について判断が恣意に流れないように、統一的な指針を策定すべきである。	債権管理の適正化・債権回収の強化等を図るため、全庁的な取扱基準として「徳島県債権管理基本方針」を平成20年11月に策定した。
臨床検査(中央、三好、海部病院)		一旦、指名競争入札による発注をしたにもかかわらず、随意契約方式に戻すということは、理由があるとはいえ、指摘・意見の趣旨に沿った措置が継続して行われているとは言えないため、少なくとも数年に一度は契約方法を見直すべきである。	<p>平成15年度途中に、随意契約による方法を指名競争入札による業者選定に改めた。 費用を削減する目的で、検査機器一式を中央病院内に持ち込ませて業務を行わせる方式(ランチラボ)を採用し、受託業者が毎年変わることはコスト増に繋がることから、契約更新は随意契約により行ってきた。 また、平成21年度中を目処に、契約の見直しを検討しており、改めて競争入札の方法により委託業者を決定し、発注する見込みである。(中央病院)</p> <p>指摘の趣旨を踏まえ、契約方法を競争入札に改めるため、検査項目の共通仕様化等の調査及び調整を進める。(三好病院)</p> <p>随意契約による方法を見直し、平成20年度以降は競争入札を実施するよう改めた。(海部病院)</p>
随意契約	清掃(中央病院)	清掃業務について競争入札を実施せず、事業協同組合との間で長期間にわたり随意契約を続けていることについては、早急に見直しが必要である	<p>清掃業務委託契約について、公平性・透明性を確保するためには、競争原理の導入は重要な課題であると考えており、平成20年度に関係部局とともに立ち上げた清掃委託業務に関する研究会において、客観的な委託料の積算基準や仕様書の作成、契約方法等について検討を行っており、平成21年度の委託契約においては、研究会で作成した共通仕様書を採用し、契約事務の透明性の確保を図った。なお、院内においても、今年度、業務委託契約全般の見直しを行う委員会を新たに立ち上げ、仕様内容や契約方法を見直し、やむを得ず随意契約を行う場合でも、プロポーザル方式を取り入れるなど、公平性・透明性を確保するための取り組みを行っている。</p> <p>また、清掃業務委託の金額については、契約相手方との交渉により、平成19年度以降、減額あるいは金額を据え置いたまま仕様内容を増加させ実質的な減額に努めているところであり、平成22年度の委託契約についても、清掃箇所を増やす予定としているが、委託料総額は据え置くことにより、実質的な経費の抑制を図ることとしている。</p> <p>今後とも、関係部局と協力しながら、公平性・透明性の確保のための検討を進めるとともに、競争原理の導入についての検討も進める。</p>

<p>エレベーター保守管理(中央,三好,海部病院),通信設備及び弱電設備保守管理(中央病院),X線フィルム明室処理システム保守(中央病院),画像処理装置CR保守(中央病院),パーキングシステム保守(中央病院),MRI保守(中央,三好病院),体外衝撃波結石破碎装置保守(中央病院),DSA装置保守(中央病院),X線コンピュータ断層撮影装置保守(中央病院),空調機保守管理(三好病院),搬送設備保守点検(三好病院),血管連続撮影装置保守(三好病院),CTシステム保守(海部病院)</p>	<p>事務の効率化や契約金額抑制による経費節減を図るという観点に照らせば、設備等の購入とその保守管理とを一括して委託することが合理的であると思われる(現に、平成19年度からは、一定期間の保守料込みで設備等の購入を行っているものもあるとのことである。)ので、今後、設備等を購入する場合には、そのような契約方法を導入することを検討すべきである。</p>	<p>エレベーター設備など、建物本体の建築と不可分な設備については、建物と別契約で発注することが非効率的であることから、購入と保守管理の一括契約は困難であるが、単独で購入可能な設備及び医療器械のうち、経費節減が図られる見込みがあるものについては、購入と保守管理との一括契約について検討する。 また、地方自治法等で定める長期継続契約を締結することが可能な業務のうち、費用の縮減・事務処理の軽減等が図られる見込みがあるものについては、複数年度間契約の要否を検討する。(中央病院,三好病院,海部病院)</p> <p>なお、医療器械装置の保守に関しては、平成19年度又は平成20年度から3カ年又は5カ年の複数年契約を締結し、経費削減に努めた。(中央病院,三好病院)</p>
<p>燃やせるゴミの収集・運搬・処理(中央病院),浄化槽維持管理(三好病院),産業廃棄物処理(三好病院),一般廃棄物処理(三好病院)</p>	<p>地域的理由や搬入権の有無等により随意契約の方法によらざるを得ない場合以外は、契約方法の見直しが必要である。</p>	<p>現在は徳島県管財課の入札参加登録事業者の3者から見積りを徴した上で随意契約を行っているが、平成22年度以降は競争入札を導入する予定である。(中央病院)</p> <p>浄化槽維持管理に関しては、調査・検討の結果、従来どおり清掃業務と点検業務を一括発注の方が一般的であり合理的であるので、従来の方法を継続する。 産業廃棄物処理に関しては、感染性医療廃棄物の3契約は業務を集約し、1つの単価契約に変更したことで、経費削減につながった。 一般廃棄物処理に関しては、複数業者による見積もり合わせの実施により、経費削減につながった。(三好病院)</p>
<p>X線作業従事者の被爆量の測定(中央病院),X線写真フィルムマイクロ化(中央病院)</p>	<p>実績があり信頼に足るとか、業務を熟知しているというのは、業務を委託するための必要条件に過ぎず、それだけでは随意契約の方法を選択すべき理由とはなり得ない。 長期間にわたり随意契約の方法を選択しているX線作業従事者の被爆量の測定(中央病院)及びX線写真フィルムマイクロ化(中央病院)についても早急に見直しが必要である。</p>	<p>被爆量測定業務に関しては、取扱業者が限られており(民間1,社団法人1),2者から見積もり合わせにより随意契約を行っている。 X線写真フィルムマイクロ化業務に関しては、他社から見積価格の半額以下の単価で契約できているため、費用節減効果がある。また、長年、同一業者と契約しているため、データの蓄積ができており、迅速な提供体制が可能となっている。(中央病院)</p>
<p>契約方法の再検討(競争入札の徹底) (中央,三好,海部病院)</p>	<p>今後は随意契約の方法が例外とされている法の趣旨を改めて確認した上で、その必要性,合理性を十分に吟味した上で、できる限り競争入札の方法を採用する方向で契約方法の見直しを図るべきである。また、やむを得ず随意契約の方法を選択せざるを得ない場合であっても、例えばプロポーザル方式の導入や見積り合せの励行など、契約の公正及び価格の有利性を図る方策をさらに推進すべきである。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、競争入札の励行に努める。</p>
<p>事業協同組合を相手方とする契約の妥当性</p>	<p>事業協同組合を受託者とする委託契約については、中小企業に対して公正な経済活動の機会を確保するという観点から、契</p>	<p>競争入札の導入を図るため、平成20年度から清掃委託業務に関して全庁的に検討する会を立ち上げ、客観的な委託料の積算基準や仕様</p>

(中央病院)		約方法(随意契約)の見直しを行うとともに、事業協同組合を委託先とすることが前記の観点に照らして適切と言えるか否かという視点に立って委託の可否を再検討すべきである。	書の作成、契約方法等の見直しを行っている。 今後とも、関係部局と協力しながら、公平性・透明性の確保のための検討を進めるとともに、競争原理の導入についての検討も進める。
委託金額、予定価格の妥当性(中央、三好、海部病院)		委託金額の妥当性を確保するためには、その前提として適正な予定価格を設定することが重要であり、そのためには他の業者から見積りを徴したり、それが不可能な場合には県外も含めた調査を実施したりするなどして、公正な競争が行われた場合に形成される価格を把握するよう努めるべきである。	公平性と透明性の確保のため、可能な限り情報の把握に努める。
委託料の積算根拠(財団法人徳島県スポーツ振興財団運営事業補助金)		そもそも、本補助金として支出すべき経費を委託費という形で支出することは、公益上の必要性(地方自治法232条の2)という制約を無意味にするものであり、県費の支出が恣意に流れる危険性がある。 そうだとすると、対象団体に対する委託料について、「年度末において年度中における現実の支出額に契約金額を修正した上で支払いを行う」ことは、たとえ「慎重に内容を精査」したとしても、そのような取扱い自体が許されない。従って、これについては指摘・意見の趣旨に沿った措置が講じられていないと言わざるを得ない。	(財)徳島県スポーツ振興財団に対して、「クレ射撃場」、「中央武道館」、「鳴門総合運動公園」及び「蔵本公園」の施設管理等を委託していたが、「クレ射撃場」は17年度から廃止され、その他の施設については、よりコスト意識を持った適切かつ効率的な施設運営を行うため、18年度から指定管理者制度を導入した。
補助金の決定方法(小売・卸売商業安定化事業費補助金)		補助金額の算定にあたって補助対象企業の事業損益の状況を考慮することが、補助事業の目的との関係でできないということにはならず、補助対象企業の事業損益の状況を踏まえて補助金額を決定する必要がある。	当該事業は、県内小売り・卸売り事業者から排出される畜産副産物を適正に処理するため必要な経費の一部について助成を行うもので、県内小売業・卸売業の安定と県民の公衆衛生に寄与する公益性の高い事業である。 しかし、事業損益の状況を踏まえて補助金額を決定することは、小売り・卸売り事業者から排出される畜産副産物等の適正処理に必要な経費の補助という当該補助制度の目的そのものに大きく変更を加えるものであり、今後とも慎重に検討をしたい。
(食鳥副産物有効利用促進事業補助金)			当該事業は、県内食鳥処理場から排出される食鳥副産物を適正に処理するため必要な経費の一部について助成を行うもので、県内食鳥産業振興と畜産環境保全を図る公益性の高い事業である。 しかし、事業損益の状況を踏まえて補助金額を決定することは、食鳥処理場から排出される食鳥副産物の適正処理に必要な経費の補助という当該補助制度そのものの目的に大きく変更を加えることになるため、今後とも慎重に検討したい。
(とちく場等衛生確保対策事業補助金)			当該補助金の目的は、化製事業者の経営費補助ではなく、県下のと畜場等の食肉生産過程において発生する獣骨、獣脂などの畜産副産物、残さ物を適正に処理するために必要な経費の一部について補助を行う趣旨で実施しております。今後におきましても、現地調査を実施しながら、政策評価を行う中で、目的、有効性、効率性等について検討を行い、事業の適正な執行に努めて参りたいと考えております。
補助金の必要性(国体派遣事業補助金、四国ブロック派遣事業補助金、競技力向上対策事業補助金)		これらの補助金の合計額は平成18年度で1億4,436万810円にも上っており、補助金の必要性自体についての検討が必要である。	競技スポーツの振興は、競技スポーツの普及や競技人口の拡大に止まらず、本県のスポーツ文化発展の一翼を担うものであり、また、県民のスポーツへの関心を向上させ、各種スポーツの普及振興はもとより広く県民のスポーツ活動の活性化を促進するとともに、健康づくりや地域づくりなどにも資するなど、県民の生涯を通じた健康で豊かな生活の構築に大きく寄与するものである。

			競技力向上対策事業補助金の交付については、より効果的な制度とするため従前より実施している国体成績等の分析及び評価等に基づく執行方法に加え、17年度からは、更に成果指向型の要素を取り入れた補助制度に改善するとともに、毎年度見直しを図っている。
補助金額の再検討の必要性 (小売・卸売商業安定化事業費補助金)		平成19年度は、厳しい県財政の影響もあって、平成18年度に比べて補助限度額が30%削減されたとのことである。その意味では、補助金額の再検討の必要性があると言える。	毎年実施する政策評価において、事業目的、有効性、効率性等について総合的に検討している。 平成21年度当初予算額においては、平成20年度当初予算額に比べ5%を削減した額としている。 なお、今後とも引き続き見直し検討を行い、適正な事業執行に努めていきたい。
(食鳥副産物有効利用促進事業補助金)			毎年実施する政策評価において、事業目的、有効性、効率性等について総合的に検討している。 平成21年度当初予算額においては、平成20年度当初予算額に比べ5%を削減した額としている。 なお、今後とも引き続き見直し検討を行い、適正な事業執行に努めていきたい。
(とちく場等衛生確保対策事業補助金)			毎年の政策評価の中で目的、有効性、効率性等について検討を行い、事業の適正な執行に努めて参りたいと考えております。
補助金の使用状況について		今後は平成13年度の包括外部監査の対象となった補助金に限定することなく、全ての補助金に対象を拡大した上で、補助金の使用状況の確認手続を点検し、不十分な点があれば改善を図るとともに、補助金の使用状況を踏まえて補助の要否及び補助金額(補助金の積算根拠)を改めて吟味すべきである。	補助金については、予算編成等を通じて、これまでも、事業目的の達成状況、効果、実績等を検証の上、厳しく精査し、廃止、終期設定、補助目的が類似する事業の整理、補助率の段階的引き下げ、事業主体の努力をより促す制度への改定など、徹底した見直しを行ってきたところであり、いわゆる団体補助金についても、聖域なき見直しを行ってきた。
補助金の必要性について		平成13年度の包括外部監査の対象となった補助金に限らず、およそ補助金を支出するに当たっては、安易に先例を踏襲するのではなく、補助金を複数年支出し続けることによって、補助金を支出する以前と比較し、補助対象団体の財政状況がどのように変わったのか、当初の政策目標はどの程度実現されたのか、公益性について変化はないのか、今後どのくらいの補助が必要であるかなど、長期的視野に立った上で補助金の必要性を不断に検証すべきである	また、平成19年10月に策定した「財政構造改革基本方針」においても、同様の趣旨に基づき、各種団体に対する運営費・事業費補助金の見直しを徹底することとしている。今後、指摘事項を参考に、引き続き、補助金の見直しについて取り組んでいきたい。
補助金額について		平成13年度の包括外部監査の対象となった補助金に限らず、およそ補助金を支出するに当たっては、補助対象団体の補助対象事業のみを取り上げて補助金額の積算根拠とするのではなく、補助対象団体の財務状況、経営状態をも勘案し、また、過去の積算根拠にとらわれることなく、毎年、必要最小限度の金額となっているか否かを厳しく吟味すべきである。	
速やかな取り組みを行う必要性		包括外部監査の指摘・意見に対しては、スピード感を持って、速やかに対応することが必要である。具体的には、指摘・意見を受けた部局は、遅くとも1年以内に結論を出すこととともに、結論が出ないものについては、その理由を公表し、県民の批判と議論に委ねるようにすべきである	包括外部監査の指摘・意見に対して、スピード感を持って対応するため、今年度、「19年度の指摘事項」並びに「これまで未措置となっている過去の指摘事項」について、速やかに措置を講じるよう関係部局に通知を行っております。 また、結論が出ないものの理由の公表については、現在、国におい

			て、第29次地方制度調査会で監査機能の充実・強化が調査審議されており、その中で措置を講じない場合の取扱いが検討されていることから、その議論の動向も注視しながら、今後、検討を行って参ります。
監査での指摘・意見を契機として全庁的に見直しを行う必要性和結論がないものについて		包括外部監査での指摘・意見については、当該事項だけを改善するという姿勢ではなく、より良い行政を実現するための教訓として受け止め、これを契機として関係部局において問題意識の共有を図り、監査対象となった事項・部局は勿論のこと、それ以外の事項・部局についても、その趣旨を踏まえ、改善に向けた取組みを全庁的に進めるべきである。	包括外部監査結果報告書は、直接監査対象となった所属のみならず、県職員にとって、非常に重要なものであり、全所属に周知が行われており、関係部局においても、その内容は把握されていると考えております。特に、指摘事項のうち、全庁的な取組が必要なものについては、担当所属を通じ、周知徹底を行うなど改善の取組がなされるよう対応し、包括外部監査の指摘・意見がより一層積極的に活用されるよう努めて参ります。
組織的、継続的に検証を行う必要性		県庁の組織機構（具体的には、全庁的に行財政を管理し、行財政システムの改善を図る職務を担当している企画総務部）において、包括外部監査の措置状況の組織的、継続的な検証を担当すべき部署を行政組織規則上、明確に位置付け、包括外部監査の指摘・意見の積極的な活用を図るとともに、経済性、効率性またはスピード感のある行財政運営を今まで以上に強力に推進すべきである。	包括外部監査の指摘・意見をより一層積極的に活用するため、知事部局における窓口を企画総務部新行政体制整備課とし、20年度から、指摘に対する対応状況を、同課において一元的に把握することとしております。今後も、包括外部監査の指摘をもとに、改善の取組を進め、今以上に、効率的、機動的な行財政運営ができるよう努めて参りたいと考えております。
措置を講じたものについて		措置を講じたものについては、指摘・意見の趣旨（何が問題となっているのか）、講じた措置の内容（具体的に何をを行ったのか、できる限り詳細に記載する）、措置の効果（措置を講じたことによって、どのような変化が生じたのか）を公表すべきである。	指摘、意見については、その問題点を関係課が把握しやすいよう、監査事務局において内容を整理し一覧表するとともに、措置を講じた場合には、できるだけわかりやすく、具体的な記述とするよう、関係課に周知している。 また、措置を講じたものについては、従前から県報及び県ホームページで公表しているが、平成20年度からは、さらに措置の内容がわかりやすく検索できるよう、年度ごと、テーマ毎に整理して一覧表にしている。
公表の方法		外部監査に対する措置状況については、・・・措置が講じられる都度、措置状況が五月雨式に公表されるため、一覧性がなく非常にわかりにくいものとなっている。 徳島県庁のホームページ内には「包括外部監査結果」のページが設けられており、包括外部監査結果報告書が公表されている。従って、包括外部監査に対する措置状況についても、各テーマ毎に措置状況等（具体的には、前記で述べたような内容）を整理した一覧表を作成し（なお、作成後に変動が生じたときは、随時、更新を行う。）、包括外部監査結果報告書と併せて公表すべきである。	措置の内容がわかりやすく検索できるよう、年度ごと、テーマごとに整理して一覧表にし、ホームページに掲載した。 また、措置が講じられた場合は、随時、更新していく。